

1 開催年月日

令和5年9月27日(水)

2 場所

三条市役所第二庁舎3階 301会議室

3 時間

午後2時 開会 午後4時 閉会

4 出席者

(委員)

丸田委員、中澤委員、五十嵐委員、笹川委員、羽田野委員、鶴巻委員、西川委員、落合委員、大平委員、西山委員、瀬水委員、武士俣委員、平岡委員、栗山委員、宮口委員 大橋委員

※出席16名、欠席4名(坂爪委員、井内委員、木歩士委員、田代委員)

(事務局)

福祉課丸山課長、木戸課長補佐兼障がい支援係長、大橋主事、加藤主事
子育て支援課小林課長、相場センター長兼発達応援室長、田口主任、熊倉主任
高齢介護課竹田係長、渡邊主査、草野主任、大倉一般任用主事、富井特別任用主事

<相談支援事業所>

相談支援センターハート 阿部課長代理、山上主任相談支援専門員

相談支援事業つなぐ 米山相談支援専門員

相談支援センター青空 坂上相談支援専門員

相談支援センターさんじょう社協 藤井相談支援専門員

相談支援センター心和園 長谷川相談支援専門員

5 議事

- (1) 第3期三条市障がい者計画・第6期三条市障がい福祉計画・第2期三条市障がい児福祉計画の検証及び次期計画の方向性について(資料1)
- (2) 精神・発達障がい者の就労移行支援に関する課題と今後の取組の方向性について(資料2)
- (3) ともまち条例の進捗状況と今後の取組について(資料3)
- (4) 親族後見に係る今後の取組について(資料4)

6 会議の概要

開会

挨拶(丸山課長)

議事

- (1) 第3期三条市障がい者計画・第6期三条市障がい福祉計画・第2期三条市障がい児福祉計画の検証及び次期計画の方向性について(資料1)

(木戸補佐)

別紙資料1にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(大平委員)

P4について、障がい福祉サービス事業と介護保険サービス事業及び医療機関との連携体制の構築において、医療が関係する課題はあるか。また、今後の取組の方向性の中で、強度行動障がい者と医療的ケア児・者の課題において市内外の事業所に対して受皿の確保に向けた新たな事業展開に関する働きかけ、とあるが、医療関係が関わることや、やらなければならないことはあるか。新たな事業展開に関する具体的な内容をお聞かせいただきたい。

(丸山課長)

医療機関との連携について、ともまち条例の制定によって権利擁護の部分において医療機関と連携することを想定している。医療的ケア児・者の受皿不足については、事業を開始する法人次第である。福祉と医療との連携ができていない法人であれば、新たに医療機関との連携は生じないと考えているが、法人が連携する医療機関を三条の地で新たに模索することになれば、医師会の協力・連携が必要となる。

(大平委員)

今後の取組の方向性として、新たな事業展開を考えているとのことなので、医療機関の立場から何かできることはないかお聞きしたい。

(丸山課長)

明確な方向性については、行政も答えを持ちあわせていない。まずは医療的ケア児・者を受け入れている事業所へ視察に行き、三条市で事業展開が可能なのかどうか検討していく。

(大平委員)

医師不足のなか、医療的ケア児・者を対象とした事業展開を行うのは課題が多いことなので、できることがあれば提案していただきたい

(丸田会長)

他市における医療的ケア児の緊急時の対応については、行政と医療機関が契約を結びベッドを確保しておくことで、保護者を安心させる取組がある。

(大橋委員)

P6の年中時発達参観について、障がいの早期発見・早期支援は大切である一方で、発達障がいにも敏感になっているケースが見受けられる。先日も大学生の保護者が「子どもが発達障がいかもしれない」と相談に来たが、話を聞く限りでは発達障がいと思われるような状態ではなかった。自身の経験と子の経験がずれているだけで発達障がいを疑う親が増えていると思った。三条市の医療体制では、発達障がいが疑われても初診にかかることができず、市外の医療機関に行かざるを得ないので、今後は連携が必要であると思う。また、障がい者手帳の取得といった障がいの認定が無くても支援次第で良い方向に向かうお子さんもいる。発達障がいの分野とそうでない分野での支援の取組が必要である。

(小林課長)

大橋委員のおっしゃるとおり、発達障がいやグレーゾーンなど様々な状態の児童が

いる。次期計画では、支援が必要な児童の状態像に合わせた支援体制を考えていきたい。

(中澤委員)

検証を踏まえて次期計画をどうするかを考えるとと思うが、具体的などころがないとイメージが出来ないと思った。

質問の1点目である。P3に基幹相談支援センターのアドバイス機能の一部不足とあるが、どのような課題があり、どのような取組を進めていくのかお聞きしたい。

質問の2点目である。ともまち条例について、計画の中では具体的な取組内容が必要であるが、いつ示されるのか。また、自立支援協議会委員の意見が反映される機会はあるのか。

質問の3点目である。P5に新たな就労の場の開拓とあるが、法定雇用率を充足させるための課題と、合理的配慮の提供など障がい者雇用の質の高める課題があると思うが、三条市に開設した「ロースタリー型障がい者雇用支援サービス BYSN」にどのような質を求めるのか。市として BYSN と長期的にどのように接していくのか。

最後に、共生社会推進企業（ツナガルカンパニー）制度を推進し、企業の意識改革に取り組んで欲しい。条例の趣旨にあるように、企業においても働きやすい場が必要である。インクルーシブの観点から、企業にとっては障がい者のために仕事を切り出すことや、コストをかけて職場環境を整えることも必要であると、経営者に働きかけていくことが必要なのではないか。雇用の点において市民や企業に対し、市としてどのように働きかけていくのか。

(落合委員)

障がい者雇用支援サービスでは、企業の障がい者雇用率充足のための数合わせとして雇用されていることはあってはならず、社会のために貢献しているという実感を得て働きがいや幸せを追求することが大事。BYSNは、そのようなことを意識した取組が行われているのかお聞きしたい。

(武士俣委員)

障がい種別は身体、知的、精神というように様々だが、障がい福祉サービス事業所では知的障がい者を基準としているため、工賃が低い。しかし、中には発達障がいなど、一般の人と能力的に変わらない人もいるため、そういった人の雇用にも力を入れてもらいたい。作業所でも企業でも能力に応じた仕事ができるような場所を提供してもらいたい。

(丸山課長)

1点目について、不足している部分は圧倒的に経験値である。主任相談員と比較すると基幹相談支援センター職員の経験値が足りず、差が一向に縮まらない。このような現状を踏まえ、高度なスキル・経験値が必要なケースについてはアドバイザー契約としてスポット的に主任相談支援専門員に支援してもらうことを考えている。今後協議を行いたい。

2点目について、ともまち条例については、御指摘のとおり、現時点では大まかな方向感しか示せていない。計画の主な取組内容については、10月に突入してから具体的に詳細を詰めていく予定であり、毎月の事務局会議、12月の計画推進部会、1月の全体会が意見を反映できるタイミングである。また、会議の場でなくても都度意見があれば、お聞かせいただきたい。

3点目について、BYSNは三条市が誘致した施設ではあるが、ロースタリー型障がい者雇用支援サービスをビジネスとして確立していることについては市から指示することはない。インクルーシブな労働環境が理想であると思うが、大事なのは、選択肢を地域に増やすということ。BYSNで自分らしく働ける人がいるのなら、選択肢としては必要と捉えている。

共生社会推進企業（ツナガルカンパニー）制度においては、経営者層にも働きかけを行っている。行政では営業的なセンスが乏しいため、営業・広報に強い団体に一部委託して事業を進めている。手探りで進めているため、委員に意見を求めながら取り組んでいきたい。

（中澤委員）

ともまち条例の具体的な取組内容については、権利擁護部会で議論する予定はないのか。

（大橋主事）

権利擁護部会において検討していく。

（中澤委員）

BYSNについて、選択肢としては良いと思うが、実際のところどのような取組をしているのか。数合わせではなく、インクルーシブな方向性をビジネスモデルの中で実現しているのか。福祉関係者がBYSNの現状（面接の雰囲気、就業後の定着率等）についてもっと知る機会があると良い。

共生社会推進企業（ツナガルカンパニー）制度について、企業の社会的責任の側面もあるため、各方面（ハローワーク、商工会議所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等の経営者団体）と連携して広めていただきたい。

（丸田会長）

BYSNに関する発言については、問題提起として受け止めて、次期計画作においてどのように溶け込ませるのか次回報告してほしい。

（丸山課長）

承知した。

（丸田会長）

他に意見はないでしょうか。発言がないようであれば議事1について了承することとしてよろしいか。

（一同意見なし）

（丸田会長）

議事1について、了承することに決定する。

(2) 精神・発達障がい者の就労移行支援に関する課題と今後の取組の方向性について(資料2)

（大橋主事）

別紙資料2にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(鶴巻委員)

課題や取組の方向性はこのとおりと感じている。なお、利用者数が定員を下回っていることについては、年度の途中であっても一般就労する利用者が一定数おり、タイミングによっては定員を満たしていないことを御理解いただきたい。

(武士俣委員)

“発達障がい”といっても、自閉症スペクトラム、ADHD、アスペルガーなど症状が異なる。三条市は発達障がいをひとくくりにはしているのか。

(丸山課長)

便宜上、発達障がいとしてひとくくりにした表現をしている。身体障がい、知的障がいも同様である。

(武士俣委員)

聴覚障がい者もいれば視覚障がい者もいる。障がいによってコミュニケーション方法が異なる。発達障がいも同じように個人差が大きい。それぞれの特性を生かした支援をしてもらいたい。

(丸田会長)

発達障がいの症状が様々であることについて行政は承知しているが、表現上、“発達障がい”と示している。今回の提案の趣旨は、障がい特性に応じた個別支援プログラムの開発に取組むといった内容である。

(丸山課長)

就労移行支援サービスは、個別支援が基本である。個人の障がい特性に応じた対応が必要だと考えている。

(五十嵐委員)

知的障がい者の就労支援プログラムはある程度確立できているものの、精神・発達障がい者の個々に応じた支援はまだ不十分であることを踏まえ、昨今ニーズが高まっている精神・発達障がい者向けの個別支援プログラムを見直していくための取組であると理解した。しかし、ハード面での環境整備が必要な場合は、行政も金銭的な補助を検討していただきたい。

(丸山課長)

ハード面の整備については、必要に応じて検討したい。

(五十嵐委員)

自力でBYSNに通えない人が、BYSNに通勤できるような仕組みがあると良いので、働きかけて欲しい。

(落合委員)

就労移行支援サービスを利用する精神・発達障がい者は就職を見据えている。就職という出口支援の見える化と充実が必要である。就職支援に関しては、ハローワークの立場から支援していく必要があるが、そもそも企業側が就労移行支援という公的サービスを知らないことが多いのではないかと。企業と就労移行支援事業所の連携を踏まえて就職という流れに持って行けると良い。そうすれば事業所の就職率アップに繋がるのではないかと。

(丸田会長)

視察にあたってはその視点を盛り込んでほしい。視察の結果を踏まえた取組内容については次回の協議会でお聞きしたい。

他に意見はないでしょうか。発言がないようであれば議事2について了承することとしてよろしいか。

(一同意見なし)

(丸田会長)

議事2について、了承することに決定する。

(3) ともまち条例の進捗状況と今後の取組について(資料3)

(大橋主事)

別紙資料3にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(武士侯委員)

ともまち条例の制定に伴う意思疎通支援の充実について、ろうあ者から感謝の言葉が届いている。また、三条市において障がい者スポーツに長けた人材がいたら、新潟県障害者団体連合会に紹介していただきたい。

(大橋主事)

先日、福祉課のX(旧 Twitter)を通じて発信をした。引き続き情報提供していく。

(栗山委員)

昨年の“ツナガル”フォーラムで第三中学校との共演をきっかけに、その後も別のイベントで共演し、“ツナガル”を実感できた。将来の三条市が良い方向に行くのではと期待している。

(大平委員)

障がいを理由とする差別解消のための調査委員会の設置についての進捗状況はどうか。

(大橋主事)

10月1日付けで委嘱をお願いするため、近日中に推薦団体宛に文書を発出する。

(丸田会長)

新潟県も障がい者に関する条例策定をしている中で、先行自治体として三条市の取組を紹介させていただいた。三条市の先駆けた取組は、県全体に良い影響を与えていると思う。加茂市においても障がい者の条例制定に向けた動きがある。

(中澤委員)

加茂市では、障がい分野と平行して、認知症高齢者に対する条例を策定しようとしている。三条市においても高齢分野で条例ができると良いと思う。

(瀬水委員)

福祉関係者に対してともまち条例は認知されているが、福祉に関係の無い方は知らない人が多い。周知啓発を行っているとのことだが、関心がある人にとっては現在の方法で十分だと思う。今後、福祉に関心のない人にも条例を知っていただくためには、例えば、一般市民が多く来場するイベント(三条マルシェやまちやまで開催されるイ

ベント等)においても広く周知する必要があると感じる。

(丸山課長)

御指摘のとおり、関心の無い人にどうアプローチしていくかが必要であり課題だと思ふ。今後の取組に反映していきたい。

(丸田会長)

他に意見はないでしょうか。発言がないようであれば議事3について了承することとしてよろしいか。

(一同意見なし)

(丸田会長)

議事3について、了承することに決定する。

(4) 親族後見に係る今後の取組について(資料4)

(大橋主事)

別紙資料4にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(瀨水委員)

三条社協では法人後見を実施しているが、受任件数には限度がある。受皿不足については行政と一緒に考えていかなければならない中で、親族後見人確保のための取組は非常に大切だと思ふ。親族後見人が増加することは良いが、後見人のサポート体制が非常に重要であるので併せて考えていく必要がある。

また、高齢介護課(中核機関)と連携した取組が出来ると良い。

(丸山課長)

高齢介護課所管である認知症総合支援・権利擁護検討部会とも連携を取りながら一体的な取組を行いたい。

(羽田野副会長)

親族後見について、利用ニーズが高まる世代の保護者に話を聞くと、当事者の兄弟などに面倒をかけたくないという思いが強く、制度の活用に抵抗がある方が多い。資料にもあるように、20歳に到達した時点で制度の説明をしておくなど、次世代に向けた働きかけが必要。あるいは、教育の中で成年後見制度を発信していくことも必要ではないか。時間がかかるのは覚悟の上だが、親世代へはもちろん、次世代を担う子ども世代に対するアプローチを行い、成年後見制度は人生において必要な制度だということを浸透させていくような取組があっても良いと思ふ。

(瀨水委員)

法人としてできる部分は動いていきたいし、できない部分は他の支援機関の協力も得ながら取組を推進できれば良い。

(五十嵐委員)

県央福祉会において成年後見制度をテーマにした保護者向け勉強会をしようという動きがある。法人としても早めの周知を図っていきたい。

(丸田会長)

他に意見はないでしょうか。発言がないようであれば議事4について了承することとしてよろしいか。

(一同意見なし)

(丸田会長)

議事4について、了承することに決定する。
本日の議事は全て終了する。

閉会